

第 1 1 回球磨地域医療構想調整会議

次 第

日 時： 令和 5 年（2023年） 9 月 2 7 日（水）
1 9：0 0～（2 時間程度）

場 所： 球磨地域振興局会議棟 2 階中会議室

I 開 会

II 議 事

○ 議長及び副議長の選出について

- 1 政策医療を担う中心的な医療機関への位置づけについて 【資料 1】
（愛生記念病院）
- 2 医療機関の役割・医療機能ごとの病床数に係る協議について 【資料 2】
- 3 外来医療計画について 【資料 3】
- 4 紹介受診重点医療機関等について 【資料 4】

III 報 告

- 1 病床機能報告結果について 【資料 5】
- 2 令和 5 年度県地域医療構想関係予算の概要について 【資料 6】

IV 閉 会

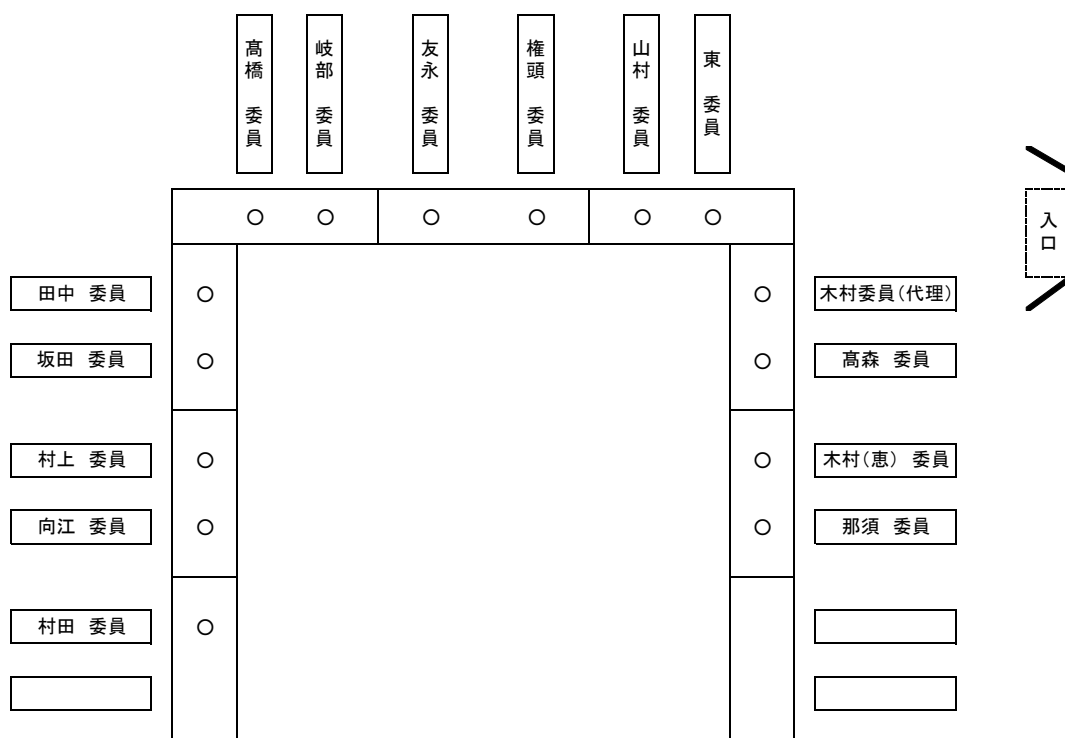
第11回球磨地域医療構想調整会議・出席者名簿

(敬称略)

No.	氏 名	所属・役職	出席	備考
1	友永 和宏	一般社団法人 人吉市医師会 会長	○	
2	岐部 明廣	一般社団法人 人吉市医師会 監事(病院代表)	○	
3	高橋 耕一	一般社団法人 人吉市医師会 副会長(診療所代表)	○	
4	田中 洋一	一般社団法人 人吉市医師会 副会長(地域医療構想担当)	○	
5	権頭 博	一般社団法人 球磨郡医師会 会長	○	
6	東 敏寛	一般社団法人 球磨郡医師会副会長(病院代表)	○	
7	山村 純一	一般社団法人 球磨郡医師会理事(診療所代表)	○	
8	坂田 敬	一般社団法人 球磨郡医師会理事(地域医療構想担当)	○	
9	村上 良慈	公益社団法人 熊本県精神科協会	○	
10	向江 富士夫	熊本県歯科医師会 球磨郡歯科医師会 会長	当日 欠席	
11	村田 圭介	公益社団法人 熊本県薬剤師会 人吉球磨支部長	○	
12	木村 恵美	公益社団法人 熊本県看護協会 八代・人吉・球磨地区理事	○	
13	木村 正美	人吉医療センター 院長	代理	薬師寺俊剛副院長
14	高森 啓史	球磨郡公立多良木病院 院長	○	
15	那須 豊子	熊本県老人福祉施設協議会	○	
16	山田 和彦	一般社団法人 熊本県老人保健施設協会	欠席	
17	松岡 隼人	人吉市長	欠席	
18	中嶽 弘継	球磨郡町村会長	欠席	
19	鶴元 正春	熊本県保険者協議会 常務理事	欠席	

第11回球磨地域医療構想調整会議 配席図

配布用



傍聴者

報道機関

随行者

受付

入口



熊本県地域医療構想調整会議設置要綱

(設置)

第1条 医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第2項第7号の規定に基づき策定した熊本県地域医療構想（以下「地域医療構想」という。）の推進のため、同法第30条の14の規定に基づき、熊本県地域医療構想調整会議（以下「県調整会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 県調整会議は、地域医療構想の推進に必要な次の事項について協議する。

- (1) 県内の一般病床及び療養病床を有する病院・診療所が担うべき病床機能に関する事項
- (2) 病床機能報告制度等による現状の共有に関する事項
- (3) 地域医療介護総合確保基金の県計画に関する事項
- (4) 地域医療介護総合確保基金を活用した具体的な事業に関する事項
- (5) その他の地域医療構想の推進に必要な事項

(組織)

第3条 県調整会議の委員は、医療及び介護関係者、医療保険者、学識経験者その他の関係者等で構成する。

- 2 委員の任期は、承諾の日から承諾日の属する年度の翌年度末までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(議長及び副議長)

第4条 県調整会議に議長及び副議長を1人置く。

- 2 議長及び副議長は、委員の互選により定める。
- 3 議長は、県調整会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第5条 県調整会議は、議長が招集する。

- 2 県調整会議は、必要と認めるときは、関係機関等から意見を聴取することができる。

(会議の報告)

第6条 議長は、必要と認めるときは、県調整会議における意見をまとめて、関係会議に報告する。



(庶務)

第7条 県調整会議の庶務は、熊本県健康福祉部健康局医療政策課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、県調整会議の運営に関し必要な事項は、議長が委員に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成29年6月8日から施行する。

球磨地域医療構想調整会議設置要綱

（設置）

第1条 医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第2項第7号の規定に基づき策定した熊本県地域医療構想（以下「地域医療構想」という。）の推進のため、同法第30条の14の規定に基づき、球磨構想区域（以下「構想区域」という。）に球磨地域医療構想調整会議（以下「球磨地域調整会議」という。）を設置する。

（協議事項）

第2条 球磨地域調整会議は、当該構想区域に係る地域医療構想の推進に必要な次の事項について協議する。

- （1）構想区域内の一般病床及び療養病床を有する病院・診療所が担うべき病床機能に関する事項
- （2）病床機能報告制度等による現状の共有に関する事項
- （3）地域医療介護総合確保基金の県計画に関する事項
- （4）地域医療介護総合確保基金を活用した具体的な事業に関する事項
- （5）その他の構想区域に係る地域医療構想の推進に必要な事項

（組織）

第3条 球磨地域調整会議の委員は、医療及び介護関係者、医療保険者その他の関係者等で構成する。

- 2 委員の任期は、承諾の日から承諾日の属する年度の翌年度末までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

（議長及び副議長）

第4条 球磨地域調整会議に議長及び副議長を1人置く。

- 2 議長及び副議長は、委員の互選により定める。
- 3 議長は、球磨地域調整会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代行する。

（会議）

第5条 球磨地域調整会議は、議長が招集する。

- 2 球磨地域調整会議は、必要と認めるときは、関係機関等から意見を聴取することができる。

（会議の報告）

第6条 議長は、必要と認めるときは、球磨地域調整会議における意見をまとめて、熊本県地域医療構想調整会議等に報告する。

(庶務)

第7条 球磨地域調整会議の庶務は、熊本県人吉保健所総務福祉課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、球磨地域調整会議の運営に関し必要な事項は、議長が委員に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成29年7月19日から施行する。

◆追加の御意見等がある場合に、御利用下さい。

【送付先】

熊本県人吉保健所総務福祉課 椎葉 行

FAX 番号： 0966-22-3129

御意見・御提案書

第11回球磨地域医療構想調整会議（9／27実施分）

委員氏名（ ）

下記に御記入下さい。

◆ご意見がある場合は、10月3日（水）までにお送りください。